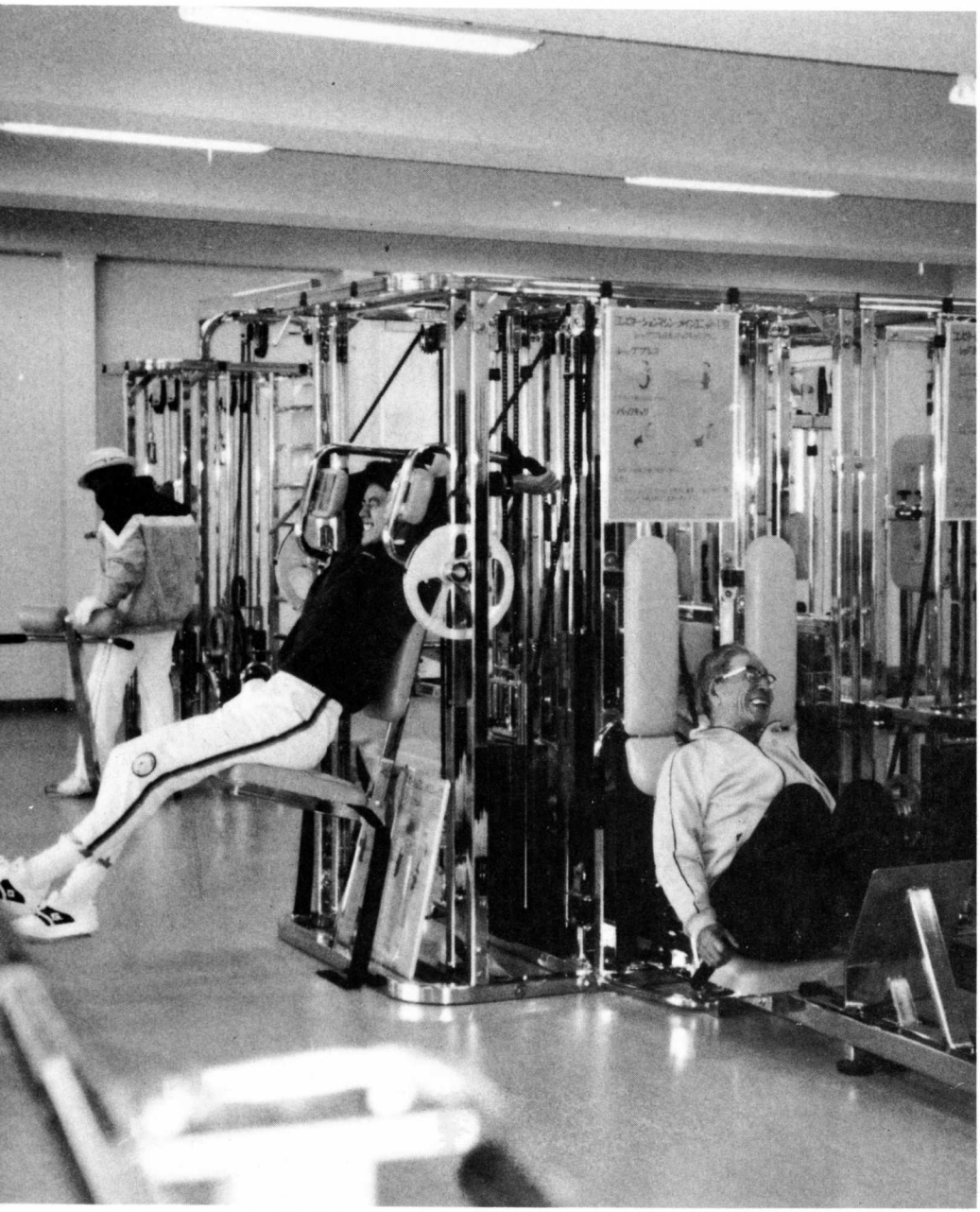

▲利用者でにぎわうトレーニング室

江府町報

第169号

発行者
鳥取県江府町
電話 江尾㈹2211
編集 総務課
印刷 ㈲冨士印刷

江府町の人口

（2月28日現在）

世帯数	1,325世帯
人口	5,073人
（前月比	17人減）
（男）	2,451
（女）	2,622
出生	3
（男）	1
（女）	2
転入	9
（男）	6
（女）	3
転出	20
（男）	12
（女）	8
死亡	3
（男）	2
（女）	1

町立総合体育館がオープン

町民の待望でありました町立総合体育館が三月一日から開館になり、連日テニス愛好会やトレーニング室などの利用者でにぎわっています。

この体育館は、鉄筋コンクリート二階建て、延面積四、一七一・五三平方㍍、総工事費六億八、五〇〇万円で、五十六年度、五十七年度の二か年継続で建設されたものです。採光を考えた壁面ガラス張りと大小の二重構造を持つ屋根は、まさに〝日野路の大仏殿〟という容姿があてはまり、国道を走るドライバーたちも、目を奪われるほどです。

今後この施設が明快な活用がなされ、心身共に健康な社会発展に役立つものと期待されます。

（体育館の使用ルールは別項に掲載）

みんなそろって明るい選挙

県知事 県議会議員 選挙

4月10日が投票日

四月十日（日）に、鳥取県知事と鳥取県議会議員の選挙が行われます。

このたびの選挙は、知事の退職の申し出に伴うものと、県議会議員の任期が四月二十九日で満了となるためのもので、告示は県知事選挙が三月十六日、県議会議員選挙が三月二十九日です。

選挙は民主主義の基本になるものですが、特に統一地方選挙は、私たち県民が身近かな県政に対して意見を表明する重要な機会です。一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者として選挙の意義をじゅうぶんに自覚するとともに、選挙のルールを守って、清き一票を投じましょう。

江府町で投票できる人

三月二十七日現在で三か月以上町内に住所のある人（十二月二十七日以前に転入届をした人）

江府町で投票できない人

十二月二十八日以後の転入者

町長日誌

＊2月

1日(火)　昭和58年度予算編成査定

3～3日(木)　庁内会、建設事業入札

4日(金)　中電俣野川発電所建設所転任者送別会

5日(土)　武庫会館こけら落し

6日(日)　西部町村長会理事会（米子）

7日(月)　大山山麓開拓建設事業所来庁

8日(火)　日野郡行政懇談会（根雨）

9日(水)　西部町村長会（米子）

10日(木)　県道俣野線山崩発生対策本部を設置し、う回路対策・復旧作業・二次災害防止・広報等に対処する

12日(土)　建設事業入札、大山山麓開拓建設事業所来庁、日野郡土地改良事業推進協議会

14日(月)　森林組合連絡会議

15日(火)　県町村会総会（倉吉）

16日(水)　兵庫県安富町議会

17日(木)

（従前の住所地）
十二月九日までの転出者
㊟ 他の市町村へ転出して、いつまでも転入の届出をしないと、どちらの市町村にも登録されていないことがありますから、よく確かめてください。

新しく有権者となる人
昭和三十八年四月十一日までに生まれた人

町の有権者数は、三月二十四日現在、四、〇二五人。男一、九一六人、女二、一〇九人です。投票日までに死亡、転出する人があります、当日有権者数は、異動があるものと思われます。

明るい選挙で意義ある一票

町選挙管理委員長
遠藤　延

ご承知のとおり、今年は選挙の年であり、統一選挙が幕開けとなり、4月10日は、鳥取県知事、鳥取県議会議員選挙の投票日です。

このたびの選挙は、県政を担当する県知事、県議会議員を選ぶ大切な選挙です。責任をもって意義ある一票を投じてください。町選挙管理委員会では、皆様に正しい選挙の取扱いの周知を企画していますので、各自の格別のご協力のもとに、棄権のない明るい正しい選挙ができますようお願いいたします。

不在者投票は役場で

投票日の当日、やむを得ない理由で投票所へ行けない人は、不在者投票ができます。

投票のできる期間は、
県知事　三月十六日から四月九日まで
県議会議員　三月二十九日から四月九日まで

取扱時間は、いずれも午前八時三十分から午後五時までです。

不在者投票は、町の選挙管理委員会（役場内）へ印かんを持参し、その理由を言って宣誓すれば投票ができます。また、不在者投票管理者を置く指定病院、施設等に入院、入所の場合は、本人の申出により、それぞれの病院、施設からの請求で不在者投票ができます。

他の市町村に住んでいる人は、宣誓書を添え郵便で投票用紙を請求し、受取ったら住所地の選挙管理委員会に行って投票ができますが、郵送に日数がかかり、折角の不在者投票が投票日に到着しないことがありますから、ご注意ください。

―在宅投票―

投票用紙の請求は4月6日までに

町の選管から四年間有効の郵便投票証明書の交付を受けている重度身障者の方は、町選挙管理委員会に投票用紙の請求をすれば、自宅で郵便投票ができます。

郵便による不在者投票用紙の交付請求期限は、四月六日までです。

その他詳しいことは、役場内町選挙管理委員会（電話二二一一）にお尋ねください。

投票用紙は2種類

投票用紙の間違いによる「無効票」を防ぐため、投票用紙を次の二種類に色分けすると共に投票用紙を二回に分けて交付します。

投票所でも呼びかけをしますが有権者の意志が正しく反映されるよう、投票用紙をよく確かめて投票して下さい。

投票用紙の色

鳥取県知事選挙	白色
鳥取県議会議員選挙	黄色

投票の仕方

最初に県知事選挙の投票用紙の交付を受けて、投票を終え、改めて県議会議員の投票用紙の交付を受けて再投票し、投票が終了します。

投票時間は午後六時まで

投票日は、四月十日の日曜日です。投票時間は、午前七時から午後六時までです。

また、開票は当日の十日、午後六時四十分から山村開発センターで行われます。

18日(金) 自然休養村事業視察来町
高校PTA同窓役員来庁、中国横断自動車道町対策会議
19日(土) 町同和教育研究集会
21日(月) 全国過疎連盟理事会（東京）
23日(水)～24日(木) 森林組合役員会
25日(金) 町道洲河崎下安井線（下安井地内）及びカヅチ・寺谷線林道竣工式
26日(土) 溝口地区交通安全協議会総会
28日(月) 三町衛生施設組合議会定例会

昭和56年度の決算状況

十二月十六日から開かれた十二月定例町議会で昭和五十六年度一般会計と特別会計の決算が認定されました。

これによりますと、この一年間に町民一人あたりが負担した税金は五万九千二百七十九円。また、町民一人あたりに使われたお金は六十四万七百十三円となっています。

町の台所はみなさんから納めていただく町税、それに国、県からの支出金や借入金（町債）などによってまかなわれています。これらのお金は、町民のしあわせと健康を守り明るく住みよい町づくりを進めるために、効率的に使われています。

そこで、みなさんが納められた税金がどのように使われたのか、五十六年度の町の台所にスポットをあててみました。

の家計簿

千万円の使いみち

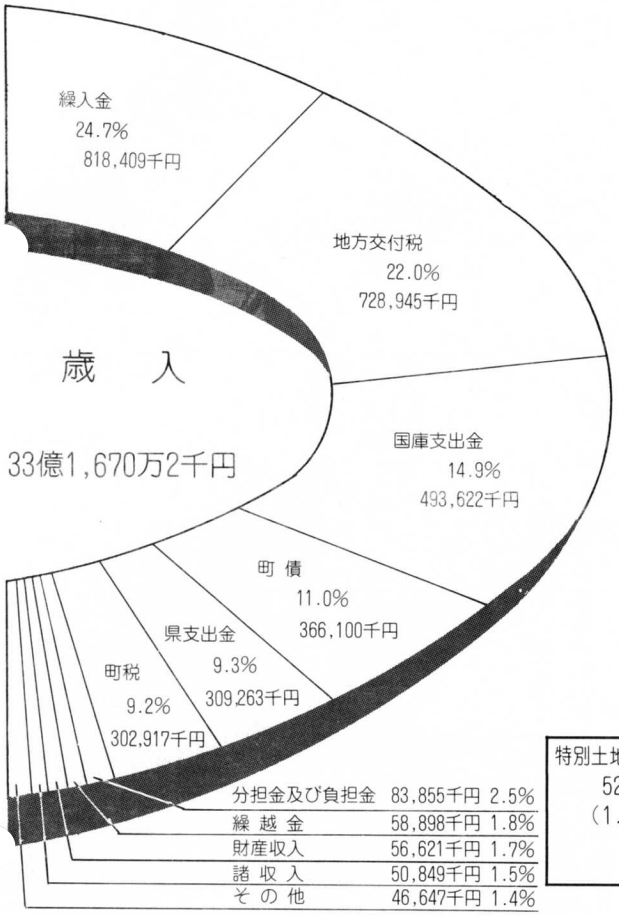

町税総額……30,292万円

（内訳）

	町民税 14,213万円（46.9%）	固定資産税 10,395万円（34.3%）	たばこ消費税 1,976万円（6.5%）
特別土地保有税 522万円（1.7%）	電気税 2,747万円（9.1%）	軽自動車税 415万円（1.4%）	木材引取税 24万円（0.1%）

特別会計

▲下安井加圧ポンプ場

わが町

一般会計 32億7

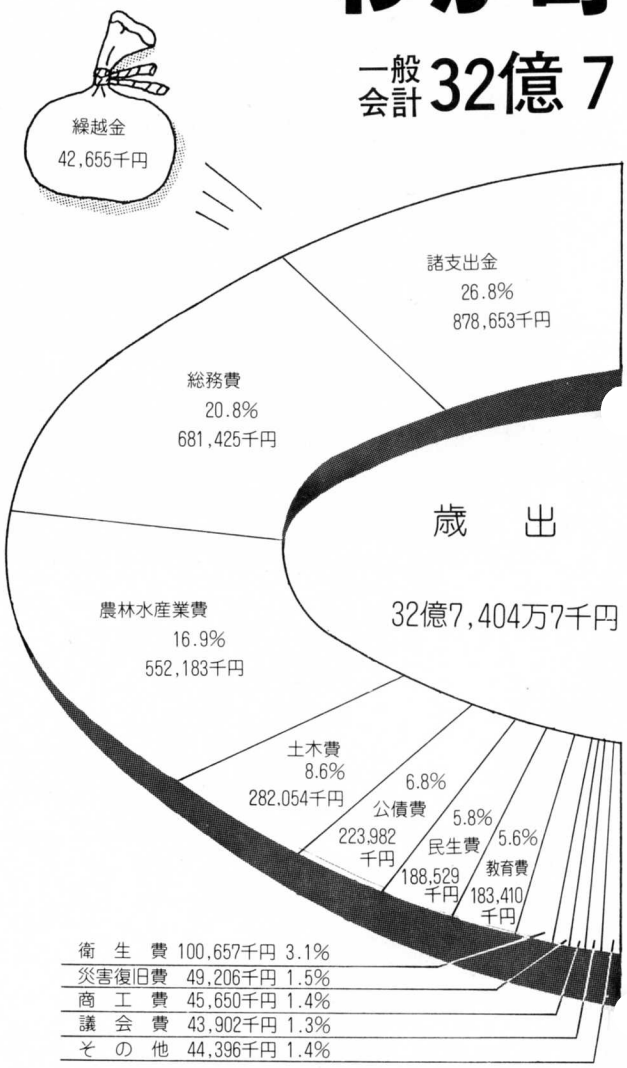

写真でみる 56年度の主な事業

美用ほ場整備

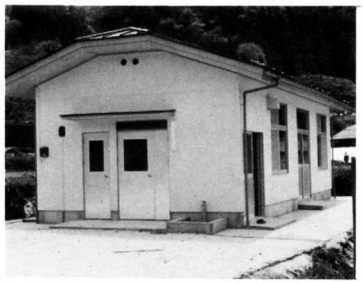

尾上原地区山村広場管理棟

農道久連線

町民1人あたりに使われたお金
640,713円
（57年3月末 5,110人）

諸支出金	総務費	農林水産業費	土木費	公債費	民生費
171,948円	133,351円	108,059円	55,197円	43,832円	36,894円
教育費	衛生費	災害復旧費	商工費	議会費	その他
35,892円	19,698円	9,629円	8,934円	8,591円	8,688円

町立総合体育館 使用ルール決まる

▶体育館

譲り合って有効に

お互いに譲り合って誰もが有効に利用ができるように、使用の手引きが次のとおり決まりました。

町民全体の公共施設として、大切に愛護することを第一義として、多数ご利用ください。

使用の手引き

使用時間と休館日

開館時間　午前9時から午後10時

休館日　毎週水曜日　8月13日から8月15日、12月28日から1月4日

使用申込み

使用申込みは、所定の使用申込書に記入・押印のうえ、使用料を添え総合体育館事務室、町役場企画課、町教育委員会総務課へ申込んでください。

・団体利用申込みは、事前に利用打合せを開くことがあります。（使用申込書は、申込先に備えています）

・受付時間は、休館日を除き毎日、午前9時から午後5時までです。

使用者の心得

・館内は土足厳禁です。（屋内専用シューズを使用してください。シューズは館でもお世話します）

・使用時間を厳守してください。（後かたづけ、清掃も時間内に終り、係員の確認を受けてください）

・火気は厳禁です。（喫煙場所は一階ロビーです）

・照明・コンセント・電力・ラインテープ等の使用と備え付け以外の器具の持込みは許可が必要です。（コートの設定・照明等は、館の提示に従ってください）

・競技場内で飲食、物品販売、はり紙、くぎ打ち等はできません。

次ページへ

1階平面図

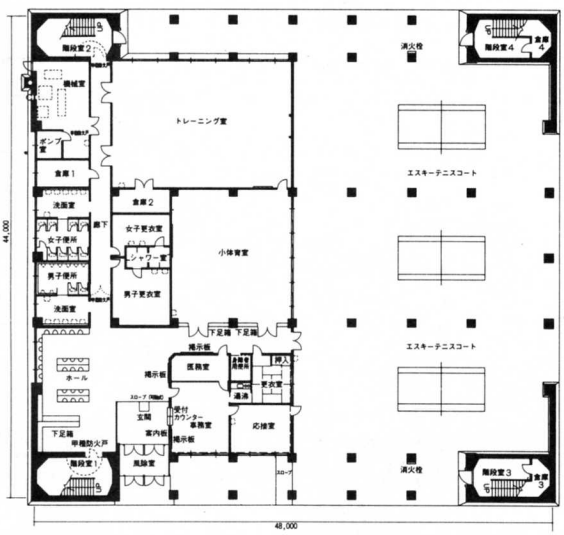

体育室

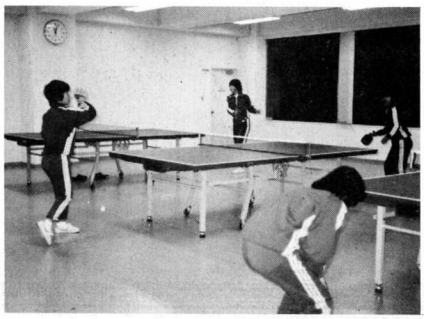

小体育室（卓球室、会議室兼用）

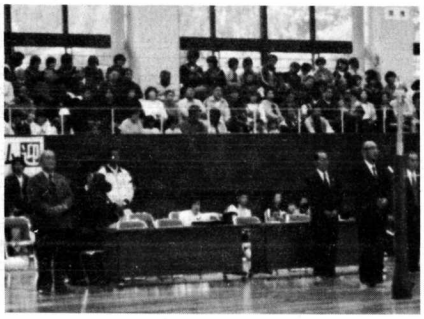

観覧席（背付独立型シート392席設置）

玄関ホール

体育室照明（照度1,000ルックス）

カメラルポ

・運動機具、その他の装置は館に申出てください。（設備、備品等の操作の扱いは丁寧に）
・館内での机、椅子、機具等の使用は、館に申出てください。（必ずシートを敷かなければなりませんので）
・申込み以外の使用禁止と、使用許可の権利譲渡・転貸はできません。
・所定場所以外の出入りはできません。
・トレーニング室は、機械の作動上危険が伴いますので、幼児・少年の入室をお断りいたします。また、使用時間は、原則として午前9時から午前12時、午後1時から午後5時までです。
・その他は、館の提示に従ってください。
・使用料は次のとおりです。

使用料一覧表

区分	使用料	照明使用料		
		午前9時～12時迄	午後1時～5時迄	午後6時～10時迄
体育室	（無灯の場合）1回1人 100円	1灯当り 80円	1灯当り 100円	1灯当り 100円
小体育室	1回1人 100円	－	－	－
トレーニング室	1回1人 150円	－	－	－

㊟1. 使用は原則として町民に限ります。
2. 1回とは、午前9時から12時、午後1時から5時、午後6時から10時の各時間をそれぞれ1回とします。（1日3回）

※この使用料は、調査委員会において、県内外の施設の実状を調査検討した結果により、定めたものです。
※この使用規定は、施設愛護、高度活用を願うためのものでありますので、皆様のご理解をお願いします。

2階平面図

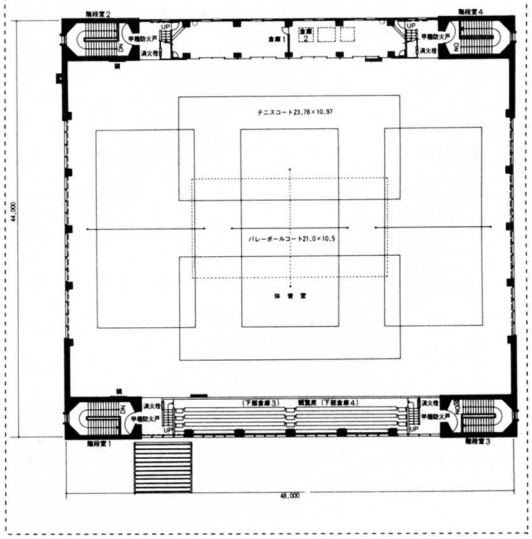

食糧管理法が改正

お米を買うのが簡単

昨年、食糧管理法が改正されました。

食糧管理法ができたのは昭和十七年。食糧事情のひっ迫した戦時中に食糧の分配を公平にするためにつくられた法律です。ところが、時代は大きく変わりました。実情に合わない面が出てくるのは当然といえるでしょう。例えば、米穀通帳による配給制度ですが、今の若い方たちには、ちょっと分からないかもしれません。

▲町文化祭で町農協が米の栄養価を展示

もちろん、食糧需要の変化に伴って、これまでにも食管制度には何度か手直しが加えられましたが、今回は、多様化する消費者の需要に即応するため、全般的な制度の見直しが行われたものです。

流通面、販売面でもさまざまな改正が行われていますが、一般消費者に関係が深いと思われるのは、次のとおりです。

- 米穀通帳制が廃止されましたので、米穀通帳なしでお米が買えるようになりました。しかし、特別の事情で米の供給が間に合わなくなったりしたときには、配給制度の復活もありえます。
- これまで規制されていました「縁故米、贈答米」が認められました。

縁故米…生産者は、政府または自主流通に販売をした後なら無償であれば、米を送れます。ただし、玄米30キロ未満です。

例えば、大阪に下宿している息子に米を送る時、品名を米と表示しても差しつかえありません。

贈答米…お中元やお歳暮などに米を贈る場合。ただし、精米10キロ未満です。

このように、新しく発足した食糧管理制度は、〝よりよいお米を安定して購入したい〟という消費者のニーズにこたえたものといえるでしょう。

お米は統一看板のある店で

お米屋さんの看板ができました。

この看板は、消費者の方が安心してお米を買えるお米屋さんのしるしです。

お米は、知事の許可を受けた業者でなければ販売できないことになっています。その点、この統一看板のあるお米屋さんでは、正規のルートを通った信用のおけるお米が売られています。

ところが、統一看板のない無許可業者が売っている、いわゆるヤミ米は公的なチェックが行われていないので、信頼がおけません。ですから、統一看板の出ていない業者からは、お米を買わないようにしましょう。

お米の栄養価

図は、米一〇〇グラムの成分を表していますが、このように米の栄養素は76パーセントのでん粉（糖質）、7パーセントのタンパク質を主としていますが、ほかにもいろいろな栄養素も含んでいます。

主体になるでん粉は、糖に分解されエネルギー源となります。このでん粉の多い穀物が世界で主食になっています。中でも米は一番能率が高く、一番安く、また一番エネルギーの高い食品です。

理想的な日本人の食生活

お米を中心とした、日本人の食生活は、平均的なバランスのとれた望ましい姿であるといわれます。次の表を見てください。

このように、日本人の食生活は理想的です。日本食は、欧米諸国の畜産物、油脂類過多の食生活と違い、米を主食する事により、でん粉質を多く取っているからです。

しかし、日本人の個人個人の食生活を見ますと、最近、欧米型の食事を好む傾向が強いようです。こうした傾向が続けば、栄養の偏りが生じ、成人病にかかる人が増えるのではないかと心配されています。

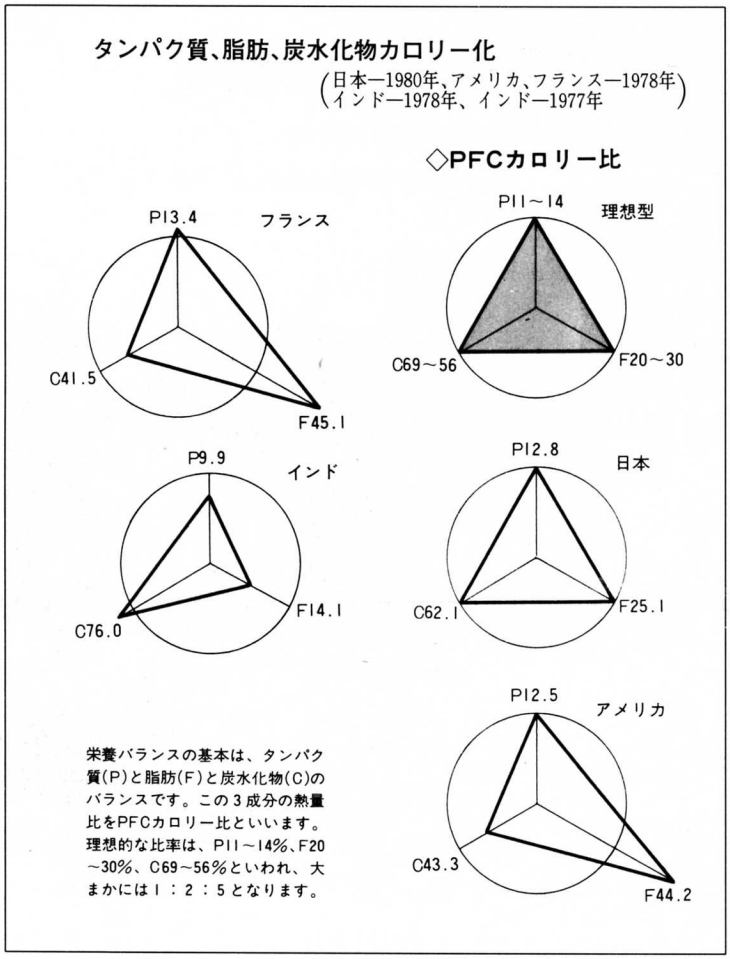

お米は良質、経済的なタンパク源

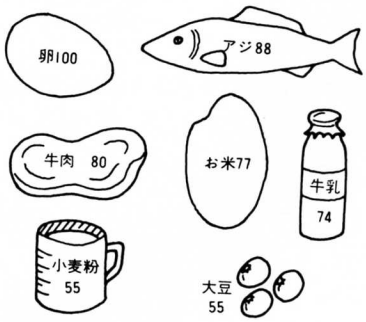

食品のタンパク質の栄養価を比較するには、一般にプロティンスコア（タンパク価）が用いられます。プロティンスコアは数字の多いものほど良いタンパク質を含む食品であることを示します。

上の図は、理想タンパク源といわれるタマゴを一〇〇としたときのプロティンスコアです。米は、77で牛乳、牛肉と同じような良質のタンパク質が含まれていることがわかります。また、タンパク質の単価も他のタンパク源と比べて経済的です。

お米と肥満

お米を食べると太るという説がありますが、そうではありません。

太るには、運動不足と砂糖類や動物性脂肪のとりすぎなどの栄養過多が原因です。

間食を避け、米を中心としたバランスのとれた食事をすれば肥満の予防になります。

お米と頭の働き

米に脳の働きを妨げるものは含まれていません。居眠りや物忘れの大半は、過労、寝不足、不摂生や心配ごとによるビタミンやミネラル不足で起こります。

希望を胸に巣立つ

母子家庭中学校卒業者 中学校卒業就職進学者 激励会

▲お礼の言葉を述べる宇田川君

今春、中学校を卒業する母子家庭の生徒（三名）と、中学校を卒業後働きながら進学しようとする生徒（一名）の前途を祝う激励会は、町主催、町母子会の後援により、三月七日土井之内会館でひらかれました。

この日は、浮田校長、篠田学年主任に引卒された生徒と共に、招待したお母さん方が出席、来賓の西部福祉事務所長、米子公共職業安定所長、町教育委員長ら多数が見守る中、井上町長から、この日のために生徒一人一人に揮ごうの色紙と記念品を、郡連合母子会から記念樹が贈られ、井上町長から「不幸にして父親を失い、母の愛護で育てられた皆さん、ひとりの親が今日の日をどれだけ待ちわびたことか、将来はそれぞれの道を進まれることになりますが、母の恩を忘れないで、しっかりした心で苦難を乗り越え大きく育ってほしい」と、また就職進学者には「働きながら進学しようとするその決断と勇気に心から敬意をはらいます。人間の幸せの条件は、先づ健康が第一です。自分自身に責任をもって健康管理につとめ、家庭や郷里を忘れず職場に学んでほしい」と、生徒たちの前途を期待し激励の言葉をおくり、西部福祉事務所長ほか来賓の祝辞があって、生徒を代表し　武庫　宇田川光博君が

「永い間温かく育てて下さったご恩と今日の感激を忘れず、みなさん方の期待に背かないよう一生懸命努力します」と、力強くお礼を述べました。

このあと、母子会から奉仕の昼食を共にしながら、それぞれ励ましを受け、過ぎ去った苦労話や将来についてひとときを語り合いました。

4月から 保険証が薄黄色に

現在、みなさんの家庭で使用していただいている国民健康保険証の有効期間が三月三十一日で切れます。したがって、四月一日からは薄黄色の保険証となりますので、古い薄緑色の保険証は絶対使用しないよう注意してください。

なお、県外の大学などへ進学される場合、学生専用に㊙の保険証を交付していますので、必要な人は、役場保健課に在学証明書と印かんを持参して、㊙保険証の交付を受けてください。

国民年金

4月から 保険料が 5,830円

国民年金の保険料は、現在月額5,220円（付加年金5,620円）ですが、4月から5,830円（付加年金6,230円）になります。

この保険料の引き上げは、昨年8月に年金額の引き上げなど年金制度が改善されたことによるものです。

国民年金の財源は、加入者が納める保険料と国の負担する国庫金とでまかなわれています。将来にわたって高い年金額を維持し、生活を支える価値ある年金にするためにも、保険料は滞納せず、納付月にきちんと納めて下さい。なお、保険料を納めることが困難な人には、保険料の免除制度もあります。詳しいことは、町役場年金係にお尋ね下さい。

▶喜びの砂口さん親子

85人が出席 受章祝賀会

三月十八日、関係者八十五人が土井之内会館に集まり、秋の叙勲で藍綬褒章を受章された砂口鶴寿さんの受章祝賀会が行われましたが、長男と並んだ砂口さんは、喜びを隠しきれず終始ニコニコ顔でした。

今後におかれましても、地域振興のため大いに活躍してもらいたいものです。

安心して走れます

—杉谷地区— 消雪装置が 威力発揮

町道最初の消雪装置が杉谷地区に完成し、今冬作動を始め、地区民から「これで安全走行ができます」と好評です。

威力を発揮しています消雪装置は、道路改良工事と併わせて設置されたもので、全長二六〇㍍の消雪パイプを敷設。一㍍間隔で噴水式メズルを設置し、道路の積雪や凍結を防ごうというものです。事業費は五、一五〇万円です。

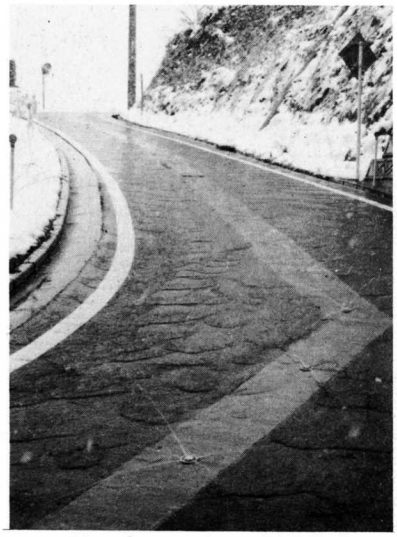

▲威力を発揮する消雪施設

万一の火災に備え

江尾と一旦に防火水槽

万一の火災に備え、初期消火ができるようにと江尾地区と一旦地区で防火水槽新設工事が急ピッチで進められていましたが、このほど完成しました。

江尾地区の上之段広場に設置された防火水槽は、貯水槽が四〇立方㍍で総事業費三三五万円。一旦地区の防火水槽は、四〇立方㍍で四六〇万円です。この完成で町内の防火水槽は、十六基になります。

4月1日～4月7日

新入学（園）児を交通事故から守ろう

入園や入学で心うかれている子どもたちを、交通事故から守ろうと、四月一日から七日までの七日間、県下一斉に新入学（園）児を交通事故から守るための運動が展開されます。

保育園や学校では、右側通行の励行や横断の方法、信号の見方などを指導しますが、それぞれの家庭でも、安全な歩行のしかたについて十分指導してください。

また、この時期は、ドライバーは子どもを見かけたら、いつでも事故を避けれるような運転を心がけてください。

▶道路を横ぎる時は十分注意しましょう

人の動き（2月届）

◇お誕生おめでとう

佐川　松原　陽子　孝史　長女
本一　山口めぐみ　登廣　長女

◇ご結婚を祝します

川井　俊史）　島根県安来市
角田恵美子）　武庫から
赤松敬四郎）　西伯郡中山町
谷口　清美）　美用から
下垣　政彦）　美用
藺牟田逸子）　鹿児島県熊毛郡から
末次　孝自）　美用
滝熊　菊恵）　広島県比婆郡から
加藤　要）　日野郡日野町から
加藤　伸子）　俣野
川上陽呂樹）　美用
竹中美津子）　大阪市平野区から

◇ごめい福を祈ります

池の内　加藤せつ子　76歳憲三宅
新一　川上　政好　74歳正武宅
新一　矢村　麟一　70歳敦美宅

ありがとうございました

二月中寄託分

香典返しとして

新一　川上正武殿
（父政好様ご逝去）

内祝として

佐川　己越文枝殿（ご本人様退院）
新二　沖田繁雄殿（ご本人様退院）
大河原神庭正子殿（ご本人様退院）

以上、社会福祉事業にご寄付いただきました。厚く御礼申し上げます。　江府町社会福祉協議会

善意銀行受払報告

1. 一月末累計額
二百六十四万四百七十円
2. 二月中寄付額
七万五千円
内　訳
香典返し　五万円
快気祝　二万五千円
3. 二月末累計額
二百七十一万五千四百七十円

ふるさと地名考⑥

えいみ谷　洲河崎

「あいみ谷」とも呼ばれて、江府中学校の対岸日野川左岸にある。

製塩用の濃縮した塩水を「えい水」というが不自然である。恐らく、「あいみ」が「えいみ」に転訛したものであろう。「あいみ」は「淡海」、すなわち「ミズウミ」の意である。この谷が日野川にそそぐ場所が「ハンザケ」退治の伝説で知られる「アミが淵」で、この淵が「あいみ」の名称のおこりであろう。

中祖（なかぞ）　洲河崎・吉原・武庫

中曽根の転訛したものである。「そね」は碕・埼の文字が正しく、「石の多いヤセ地」を意味する。町内各地の「中祖」も日野川の古い中州や小丘陵を囲む地域で、いずれも語意と一致する。

祝木・祝神（いわいぎ・いわいがみ）　武庫・俣野

『広辞苑』は「祝木」を「柳檜の枝の先を削りかけて茅花のようにし鶴・亀・松・竹・梅などをかき、新年の祝に用いる棒」と説明している。

俣野の「祝神」は尾上原集落の中ほど、川の左岸にあり、もと、村荒神の社地に因んだ地名という。また、武庫の「祝木」の「祝」も、斎（いみつつしんで神を祀る）の別字と考えれば、神まつりの場に因んだ地名と考えられなくもない。

田代（たしろ）　武庫・俣野

久連に「代」というところがある。日本古代の土地文量の単位に「代」がある。一代は稲一束（籾で一斗、米にして五升、現在の桝で二升）を生産すべき面積をいう。

「田代」も山間地に多く分布する地名で、「田を開いたところ」、すなわち「新田」を意味する地名である。

庄田（しょうだ）　武庫・俣野

奈良時代から室町時代にかけて、開墾等によって生まれた私有地を荘園という。荘園跡には「上の庄」・「下の庄」・「院ノ庄」など「庄（荘）」地名の現存が多い。

『荘園志料』は「宮市荘」を「郡中聟・俣野・福谷・下蚊屋・助谷・江尾・栗尾・杉谷・貝田・宮市・無用・北江尾十二村」としており、その関係かとも考えられるがはっきりしない。

ヒキシ　武庫

形容詞の「ひくし（低）」と同じで、低地の称である。しかし、武庫の「ヒキシ」は高谷の左岸で、いまは耕地であるが、以前木地師が住んでいたところといわれており「挽地」、すなわち、木地師が使用する用材に因んだものと解したい。

草里（そり）　武庫＝猫草り、杉谷＝白草里、下安井＝伊平治ゾーリ

焼畑を休ませて、草の生えるままにすておくものを「そうり」「そり」と呼び、「反」・「草里」・「楚里」の文字を当てる。

俣野では村山の一部を願い出によって、焼畑・植林し、地上権を得た山地を、また、下安井では所有権に関係なく自由に自家用薪炭材を採ることのできた山林を「ぞうり」と呼ぶ。